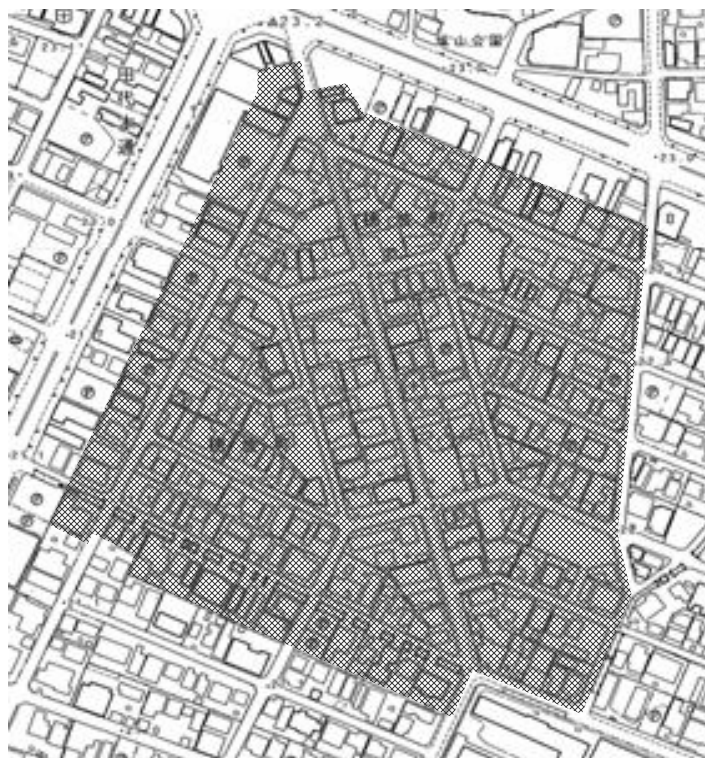


穂波町

【協定地区の範囲(網掛け部)】



注)上図協定地区の範囲には、協定に同意されていない方の土地も含まれています。

【所在地】 千種区穂波町1丁目・2丁目・3丁目

【最初の認可】平成8年10月4日 【最近の認可年月日】平成19年6月8日 【認可番号】19指令住建指第12-2号

【有効期間】平成29年6月8日 より 5年間

【用途地域】 第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、商業地域

【制限の概要】

- 1 建築物の高さ及び階数は地階を除いて12m以下、4階以下とする。ただし、商業地域及び近隣商業地域は除く。
- 2 共同住宅は以下の基準に基づくものとする。
 - ① 一戸あたり床面積が33㎡以下は禁止とする。
 - ② 分譲住宅は住戸数の100%、賃貸住宅は50%以上の敷地内駐車場の確保をする。
 - ③ 管理責任者を置き、自治会、協定委員会へ届ける。
- 3 災害等の復旧に係わる建築の場合はその災害等の前の状態への復旧を認める。
- 4 次の用途に供する建築物の建築及びそれらへの用途変更を禁止する。
 - ① 風俗営業及び遊技場など。
 - ② 主に酒類を提供する飲食店。(主に主食を提供するものを除く。)
- 5 建築物の形態、意匠、色彩等は健全な住宅地にふさわしいものとし、緑化につとめる。

●お願い●

建築協定は地元の運営委員会が中心となって運営されていますので、協定地区内とそれに近接する地域(道路を挟んで協定地区に接する敷地も含みます)で建築をする場合は、運営委員会と相談をしていただくようお願いしています。運営委員会の連絡先については、市街地建築係(電話052-972-2918)でご確認ください。